

# 仏像類を数える助数詞

On Japanese Numeral Classifiers Used for Counting the Buddhist Statues

三保 忠夫

Tadao Muro

「キーワード：助数詞 類別詞 量詞 古代日本語 仏像」

## 一、はじめに

仏教は、渡来の宗教であり、仏像の類も、それと共に伝来したとされる。

『日本書紀』巻第十九、欽明天皇十三年壬申（五五二）の条に、次のようにある。

○ 冬十月。百濟聖明王〈更名／聖王。遣西部姫氏達率怒喇斯致契等。獻釋迦佛金銅像一軀。幡蓋若干經論若干卷。別表（後略）

〔『新訂／増補』国史大系』、後篇、七六頁〕

1 だが、日本の現存最古の史書に見える仏教公伝の最初の記録である。

おそらく、この折、礼仏に伴う様々な器財も併せて献上され、聖明王の国書と共に、それらの目録も差し出されたことであろう。

聖明王（在位五二三～五五四年）は、百濟第二十五代の王で、日本の支援を得て新羅・高句麗に対抗したが、欽明天皇十五年十二月に戦死した。朝鮮半島はもとより、日本国内でも対立・混乱の打ち続いた時代であり、そのためか、『日本書紀』の同巻には、編纂上の混乱もあるように、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』や『上宮聖徳法王帝説』では、この公伝年次を欽明戊午年（五三八）とする。むしろ、『日本書紀』よりこちらの方の信憑性が高いとされるが、いずれにしても、聖明王の在位中のことであった。百濟は、聖明王の二十三年（五四五）、日本の「天皇所用彌移居國」と「普天之下一切衆生」のために「丈六佛像」を造っ

たとも伝える（『日本書紀』欽明天皇六年乙丑九月）。

聖明王の跡を襲った威徳王の三十一年（五八四）、百濟から渡来した鹿深臣は「彌勒石像一軀」を、佐伯連は「佛像一軀」をもたらしたといひ、蘇我馬子宿禰は、この「佛像二軀」を請いて仏殿に安置し、善信・禪蔵・惠善の三尼を屈請して大会説齋を設け、また、石川の宅に仏殿を造ったと伝える（同右、敏達天皇十三年甲辰）。この時、尽力したのが鞍部村主司馬達等と池邊直水田であり、その司馬達等は、継体天皇十六年（五二二）に中国から渡来して、既に、本尊を安置し、帰依礼拝していたという。

○ 日吉山藥恒法師法華驗記云。延暦寺僧禪岑云。第廿七代繼躰天皇即位十六年壬寅。大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原。安置本尊。歸依禮拜。舉世皆云。是大唐神之。出縁起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。〈已上〉

（扶桑略記、第三、欽明天皇十三年十月、『国史大系』、四八三頁）  
これは私的な礼仏であったようだが、少なくとも六世紀の前半、帰化人たちを中心に、仏教は日本に根付きつつあったと考えられる。

さて、日本における仏像類を数える助数詞には、「軀」、「躰」、「體」、及び、「尊」、「像」、「龕」、「座」、「柱」などがある。これらは、漢字文化圏の、しかも、仏教文化圏から渡来してきたものであろうか。以下にはこれらの用法を検討しながら、日本語助数詞の源流とその成り立ちについて考えてみたい。調査は、文字資料の残りの始めた時代から、奈良時代、平安時代前後を中心とする。中世以降に触れることもあるが、力点を置くものではない。日本における通史的考察は別途に行いたい。

以下に用例を引くにつき、へ印は、底本に割書き、／印は、原本に改行となっていることを示す。

## 二、奈良時代 ― 「軀」 ―

仏像類は、奈良時代、また、それ以前においては、「軀」で数えられ、「躰（體・體）」は用いられない。

○ 甲寅年三月廿六日、弟子／王延孫、奉爲現在父母、／敬造金銅釋迦像一軀、／願父母乘此功德、現身安隱、生生世不經三塗、遠離八難、速生淨土、見佛聞法

（東京国立博物館蔵法隆寺献納御物甲寅年（王延孫 造金銅釈迦像光背銘）銅造、鍍金、推古天皇二年（五九四）、句読点私意）

「甲寅年」は、推古天皇二年と白雉五年（六五四）との二説あるが、光背に中国北魏金銅仏の形式を伝えるところから、前者かとされる。「王延孫」については未詳。「見佛聞法」「生生世世」などの用語から朝鮮製作説（熊谷宣夫氏）もある。

○ 新羅（中略）別獻金銅阿彌陀像。「金銅」 觀世音菩薩像。大勢至菩薩像。各一軀。綵帛。錦綾。

（日本書紀、持統三年（六八九）三月条、三九九頁）

『日本書紀』（養老四年（七二〇）撰進）の用例は冒頭にも掲げた。「軀」は、延べ十例見えており、この全てが仏像を対象として用いられている。「書紀古訓」には「はしら」と付訓がある。しかし、『日本書紀』には、「躰（體・体）」は、見えない。

○ 彈正臺少疏從八位上勲十二等片縣連僧麻呂、以神龜五年歲次戊辰九

月廿八〔ミセケチ〕<sup>六</sup> 日己未永逝(中略)乃爲 慈父祇圖寫藥師彌勒菩薩合一鋪〔七〕<sup>〇</sup> 注法花經〔七〕卷〔疏〕〔十〕卷〔音訓〕〔二〕卷(後略)

(知恩院所藏法華經玄贊卷三與跋、天平三年〔七三一〕八月八日、『寧楽遺文』、下、六一二頁)

○ 又於西殿莊古彌勒聖像金色二軀

(聖武天皇宸翰雜集、天平三年九月八日写、八四一〇行)

○ 畫彌勒地藏觀音等菩薩各一軀

(同右、八四一三行)

○ 十三年歲次乙丑四月八日戊辰、以銅二万三千斤、金七百五十九兩、敬造尺迦丈六像、銅繡二軀并挾侍、

(元興寺伽藍縁起并流記資財帳、天平十九年〔七四七〕、『寧楽遺文』、上、三八九頁)

これは、「尺迦丈六像」の光背銘を引用した部分で(逸文)、「歳次乙丑」は、推古十三年(六〇五)である。

右に同様、次の資料にも仏像を数える「軀」の用例がある。だが、「<sup>〇</sup> 躰」の方は見えない。

○ 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳(天平十九年)

○ 大安寺伽藍縁起并流記資財帳(同)

○ 法隆寺縁起并資財帳(天平宝字五年〔七六一〕)

○ 西大寺資財流記帳(宝龜十一年〔七八〇〕)

○ 造東大寺司/合佛菩薩像八軀/藥師佛像一軀(立高五尺八寸)

右、依大僧都法師良弁去天平廿一年三月廿七日宣、奉始、

(造東大寺司造仏注文、天平宝字四年〔七六〇〕二月二十五日、『正

倉院文書』、第四卷、四〇八頁)

右は、天平期彫像仏の記事で、他にも類例が見えている(『正倉院文書』、第五卷、一九六頁、二七三頁、三七五頁など)。

○ 金漆泥像一軀

(唐大和上東征伝觀智院藏、古典保存会)

この資料は、宝龜十年(七七九)、淡海三船の撰にかかる。右は、渡航前に備弁された海粮(天平十五年〔七四三〕)の内に見える。鑑真らの将来品(天平勝宝六年〔七五四〕)の内にも「白栴檀千手像一軀」と見える。

「軀」は、僧を対象として用いられることもある。

○ 敬造觀世音菩薩像一百七十七軀并經一百七十七卷

(続日本紀、神龜五年〔七二八〕八月条、一一四頁)

○ 建立教(嚴)堂、(住僧)一軀、

(出雲国風土記、意宇郡、『寧楽遺文』、八三一頁)

この資料は、天平五年(七三三)成立とされる。「僧」「尼」を「軀」で数え、大原郡の条にも三例見える。

○ 依例正月十四日、\*八卷金光明經、并十卷金光明最勝王經、佛聖僧

及讀僧一十一軀、合一十三軀供養料稻貳拾束伍把拾分把之肆、(軀

別)一束五/把八分) / 當國僧合一十一軀(二十軀三百八十四

日)一軀一百一十三日(後略)

(薩麻国正税帳、天平八年、『正倉院文書』、第二卷、一二頁、\*印の

字は言偏に「責」)

『正倉院文書』第二卷に収める、「但馬国正税帳」(天平九年、五七頁)、

「和泉監正税帳」(天平十年四月五日、七七頁)、「筑後国正税帳」(天平

十年、一四六頁）、「伊豆国正税帳」（天平十一年、一九二頁）においても類似例がある。この時期、この用法は、全国的な指示下に行われたのであろうか。但し、「和泉監正税帳」や「伊豆国正税帳」では、割書きの部分などに「口」も併用されている。

- 依例正月十四日貳寺讀金光明經捌卷、最勝王經拾卷、合壹拾捌卷、  
 日佛聖僧肆軀、并讀僧捨捌口、合貳拾貳軀、惣供養料稻伍拾束  
 壹把陸分、佛聖僧、并讀僧十八口、合廿二軀、々別飯料四把、  
 雜餅并油等料一束八把八分、

（和泉監正税帳、天平十年四月五日、『正倉院文書』第二卷、七七頁）  
 こうした助数詞の「軀」は、平安時代、また、中世、近世の資料にも見えている。

- 毘盧遮那佛像一軀  
 （安祥寺伽藍縁起資財帳、貞観十三年八月十七日、『平安遺文』一、  
 一四二頁）
- 雕佛造菩薩三軀像、  
 （日本靈異記、上五、『日本古典文学大系』八二頁）

- 二子白母言、屋上在七軀法師、  
 （日本靈異記、中二十、同、二三六頁）

- 於高倉殿被供養等身繪像十一面觀音一軀  
 （水左記、承保四年（一〇七七）八月二十七日）
- 奉造立愛染王像一區

- 木造愛染明王坐像造立願文、宝治元年（一二四七）八月十八日、『鎌倉遺文 補遺』三、六七頁）
- 寶龜五年三月三日官符云、應奉造四天王埴像四軀事

（異国御祈先例注進状、文永七年（一二七〇）三月、『鎌倉遺文』四、一三四頁）

- 奉修復地藏菩薩聖容一軀（長三尺）  
 （山密往來、応安六年（一三三三）作、七月往状、前田尊経閣文庫蔵  
 卷子本吾妻鏡紙背本）

さて、助数詞の「軀」、また、「區」につき、中国古代の、少なくとも南北朝から唐代、宋代においては、次のような用例が得られる。用例数としては「區」による方が多いようである。

- 太和□（十）九年十一月使持節司空公長樂王丘穆陵亮夫人尉遲爲  
 亡息牛概請工鑿石造此彌勒像一區願牛概捨於分段之鄉騰遊无  
 礙之境若存託生生於天上諸佛之所若生世界妙樂自在之處若有  
 苦累即令解脱三塗惡道永絶因趣一切衆生成蒙斯福  
 （太和十九年（四九五）、古陽洞牛概造像記）

龍門石窟は、北魏の孝文帝（四七一〜四九八年）が太和十八年（四九四）に平城（大同）から洛陽に遷都した時から造られ始め、古陽洞は、その最古の窟とされる。右は、北魏の長樂王の妻尉遲が、夭折した息子牛概への供養として造った弥勒像の造像記である（阿辻哲次著『図説漢字の歴史』、大修館書店、一二五頁、図版）。

- 大魏普泰二年歲次壬子三月乙未朔月一日乙未、昌國縣新興寺尼曇  
 顔、爲亡妹曇利、敬造彌勒金像壹軀、願師僧眷屬弟、子、父母宗  
 親、壹切衆生、直生西方无量佛國、普同其富所願從心。  
 （北魏普泰二年（五三三）、金銅菩薩立像光背銘）

右は、上野清一氏「飛鳥白鳳仏の系譜」（『仏教芸術』4、昭和二十四年六月）の掲げられる口絵写真による。

○ 天和二年歲次在丁亥、九月十九日、佛弟子庫汗安洛、爲家内大小、敬造世□石像一區、生身世々、直佛聞「法」、度脫三途、永受延年。

(天和二年〈五六七〉、造像銘)

右は、東野治之氏の御指摘による『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』(注(1)文獻、九二頁)。

○ 大齊武平三〇〇〇〇〇〇〇〇丙午□利爲息女□生造觀音佛一

軀

(北齊武平三年〈五七二〉、造像銘)

右は、一九五八年十月、山東省曲阜、魯故城内靈光殿附近の勝果寺跡から出土した銅造仏の銘文の一部である(『文物』、一九五九年第六期、七五頁、王思礼・楊子范執筆)。

○ 天監二年四月八日、佛弟子梁保成、爲亡夫敬造佛像一區、合□待奉、供成佛道。

(蕭梁〈武帝〉天監二年〈五〇三〉四月八日、小金像銘文)

○ 大梁普通四年歲次庚申、十月十三日、吳良敬造佛像一區、上爲皇帝陛下、師僧亡過父母、現存夫妻、普爲四恩六道、法界衆生、俱昇妙

果。(同右、普通四年〈五二三〉十月十三日、小金像銘文)

○ 天平三年三月三日、定州中山上曲陽縣佛弟子樂□、樂□龍、樂檀、樂道、樂□、樂……(この間樂氏題名多し。又李氏、韓氏もあり。)敬造彌勒像一區、願天下太平……一切衆生、俱成正覺。

(東魏孝靜帝天平三年〈五三六〉、造像銘)

○ (前略)□天和五年歲次庚□六月癸未朔十七日己亥、宇文達爲七世所生、見在父母、合家大小、造□□像一軀、願使衆惡殄滅、万善普會、及法界衆生、等同此願、俱成正覺。(後略)

(北周武帝天和五年〈五七〇〉、造像銘)

○ 維大隋開皇七季歲次丁未六月甲辰朔十七日庚申、儀同三司滄州長史趙興郡開國公薛(中略)、敬造彌勒玉石像一區、仰惟皇帝遐壽、萬國歸安、泰爲二親、願生當來、世

(隋文帝開皇七年〈五八七〉、造像銘)

○ 清信女朱、爲息敬造觀音菩薩一軀、供養、永徽四年五月五日□。

(唐永徽四年〈六五三〉五月五日、龍門龕窟〈不詳名〉造像銘)

○ 長安二年三月廿日戊辰廿六日癸巳、前羽林郎任玄覽(中略)敬造觀世音菩薩一軀、及亡過父母、亡男□正秀、亡女茶羅、見存眷屬、及法界倉、生滅感、同私福。

(南周〈李唐〉長安二年〈七〇二〉三月二十六日、山東益都駝山龕像銘文)

○ 先天二年五月□日、姚祚願平安、敬造觀音菩薩兩區、一心供養。

(唐先天二年〈七一三〉五月□日、龍門龕窟蓮花洞造像銘)

右の八例は、大村西崖著『支那美術史彫塑篇』による(大正四年六月、仏書刊行會図像部発行、一六〇頁、一六三頁、二八三頁、三七二頁、三九八頁、四五〇頁、五二七頁、四八八頁)。本書は、その太古から五代における彫塑について論述したものである。元魏(北魏)あたりから唐代、及び、五代の彫塑にかけての銘文も紹介されており、これらの中には、「區」「軀」「龕」「鋪」などの使用例が多々見えている。右には、その一端を引いた。

『陶齋藏石記』(四十四卷)は、清の端方の編撰になる銘文集である。これによれば、また、多くの例が得られる。その一端を挙げよう(中華民国六十九年六月、台聯國風出版社発行による)。但し、前後を略する。

○ 造石像一區\*

## 仏像類を数える助教詞（三保）

- （太和中〈四七七〉四九九〉、席伯仁造像記、卷六、二四六頁）
- 造彌勒石像一區\*
- （太和二十三年十二月九日、僧欣造像記、卷六、二四八頁）
- 造象一區
- （魏景明元年〈五〇〇〉、王初興造像記、卷六、二五〇頁）
- 造彌勒像一軀
- （景明三年十一月十一日、劉未等造像記、卷六、二五三頁）
- 造釋迦石像一區
- （大魏正始元年〈五〇四〉三月九日、高洛周七十人等造像碑、卷六、二五六頁）
- 造彌勒像一區
- （神龜三年〈五二〇〉か、翟蛮造彌勒像、卷六、二八四頁）
- 造彌勒像一區
- （神龜三年四月十三日、万寿寺碑記、卷六、二八五頁）
- 敬聖像三軀
- （大魏正光五年〈五二四〉五月二十八日、張晉等造像記、卷七、二九七頁）
- 敬造彌勒像一區
- （大魏孝昌元年〈五二五〉二月十五日、征東將軍田寿造像、卷七、三〇一頁）
- 阜（造）像一區
- （孝昌元年八月十五日、鄧定安造像記、卷七、三〇二頁）
- 造彌勒玉像一區
- （永安元年〈五二八〉十月八日、王直勸造彌勒像、卷七、三二四頁）
- 頁）
- 造石像一軀
- （普泰二年〈五三二〉三月十五日、楊阿真造像記、卷七、三二六頁）
- 造尊像一區
- （大魏永熙三年〈五三四〉□月五日、法義兄弟二百人造像記、卷七、三二七頁）
- 建立須彌塔石像二軀
- （大魏永熙三年六月二十八日、韓頭祖等造像記、卷七、三三一頁）
- 敬造石像一軀
- （大魏〈下缺〉、陽城洪懋等造石像銘、卷七、三三三頁）
- 敬造迦天像一軀
- （大統二年〈五三六〉五月八日、法智造像記、卷十、四二一頁）
- 敬造釋迦石像一軀
- （大魏天平四年〈五三七〉正月二十八日、比丘惠暉造像記、卷八、三三九頁）
- 玉像一區\*
- （大魏天平四年九月八日、比丘尼曇超等造像記、卷八、三四〇頁）
- 敬造觀世音石像一區
- （大魏天平四年閏月八日、劉愔為亡兄造像記、卷八、三四一頁）
- 敬造石像一區
- （魏天平四年閏九月十三日、唯那州人等造石像記、卷八、三四二頁）
- 敬造釋迦象一區

〔大魏元像元年〔五三八〕四月二十日、法儀六十等造釈迦像、卷八、三四八頁〕

○ 敬造觀世音一軀

〔元像元年五月八日、柳昭造像記、卷八、三四九頁〕

○ 敬造觀世音像一區

〔興和三年〔五四一〕四月十五日、僧道山造觀世音像、卷八、三六六頁〕

○ 敬造彌勒像一區

〔興和四年九月十一日、苑貴妻尉造像記、卷八、三六七頁〕

○ 造彌勒像一區

〔武定六年〔五四八〕五月三日、唐小虎造像記殘石、卷九、三九八頁〕

○ 敬造白玉像一軀

〔大魏武定七年正月二十四日、卷九、四〇〇頁〕

○ 敬造像一區

〔武定八年二月二十三日、劉台顯造像記、卷九、四〇三頁〕

○ 右の内、\*印を付した字は「匸」の中の「品」が「𠂔」の形となっている。

東晉以来、特に南北朝時代の北方では弥勒信仰が流行し、その造像が多いとされる。

○ 劉世儒氏も、次のような例を示され、「軀」は、「區」「驅」などの字

体で見えることもあるとされる。

○ 今遣使送五色珠像一軀。

〔孝文帝文《全晋文》卷一一〕

○ 宗聖寺有像一軀。

〔洛陽伽藍記〕卷二

『洛陽伽藍記』では「軀」の用例が随所に認められる。だが、「躰(體)」は用いられていないようである。唐代、宋代には、次のような用例がある。

○ 擬成卅九軀佛

〔吐魯番出土文書〕⑦、阿斯塔那29-1、B在生功德疏、唐咸亨三年〔六七二〕

○ 繡畫等像二百餘軀、金銀像兩軀

〔大慈恩寺三藏法師伝、卷七、周垂拱四年〔六八八〕完成〕

○ 興福寺本の承徳三年(一〇九九)点では、右に振り仮名の「ク」と平

声の差声とが見られる。

『大正新脩大藏経』に収める『大唐内典録』、『開元釈教録』、『貞元新定釈教目録』、また、日本の『常暁和尚請来目録』、『靈巖寺和尚請来法門道具等目録』などには「軀」が見えている。

○ 十里佛殿一所。形如太極。中有丈八金像一軀。等身金像十軀。編眞珠像三軀。金織成像五軀。玉像二軀。

〔大唐内典録、卷四、道宣撰、『大正新脩大藏経』、五五、二六七頁〕

○ 菩提流支。魏言道希。北天竺人也。遍通三藏。(中略)初營基日掘至黄泉。獲金像三十二軀。太后以爲嘉瑞。奉信法之徵也。

〔統高僧伝、卷一、道宣撰、『大正新脩大藏経』、五〇、四二八頁〕

○ 於是、龕内素釋迦佛一軀、(燉煌社人平詘子十人病於宕泉建窟一所功德記、伯二九九一号背、唐九世紀末頃か)

〔『敦煌社会経済文献真蹟積録(一)』、一九九六年十一月、書目文獻出版社、三八七頁)

○ 見覆斗上安錫佛一軀

(北夢瑣言、一〇、宋孫光憲撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、六九頁)

○ 釋窺基法師。姓尉遲氏。(中略)法師常月造彌勒像一軀。日誦菩薩戒一遍。

(広清涼伝、下、宋延一編、『大正新脩大藏経』、五十一、一一一九頁) 以上は中国古代における用例であるが、朝鮮半島における例として、次がある。

○ □ (景) 四年在辛卯、比丘道 / □ 共諸善知識那婁 / 賤奴阿王阿堀五人、 / 共造无量壽像一軀、 / 願亡師父母、生生心中、常 / 值諸佛善知識等、 □ (直) / 遇彌勒、所願如是、 / 願共生一處、見佛聞法

(金東鉉氏藏銅造三尊仏銘文)

高句麗の文化圏であった黄海道谷山郡花村面蓬山里から出土した高句麗仏の銘文で、「辛卯」は、平原王十三年(五七一)と推定されている(熊谷氏、注(1)文献による)。

なお、『搜神記』(晉干宝撰)、卷四に、次のような例がある。

○ 燕惠王墓上有狐狸、已經千餘歲、神變無比、世罕有之、聞晉司空張華博學多才狐狸化為二少年書生、(中略)木精曰、張司空之才、難可比也若去、非但喪汝二軀我亦遭累、狸曰、縱伊廣覽、豈能勝子、終爲之而旋、無累子矣、木精曰、實謂自貽伊戚、其可乎、不取吾言、終有悔日、狸不答而去、乃持刺謁華、華引入談論、三日不屈、華甚疑之、此必妖也(後略)

(『増訂漢魏叢書』、四冊、大化書局、三二六五頁)

狐狸の化した書生を「二軀」と数えるものである。先の僧を対象とす

る「軀」の用法に通じよう。

### 三、平安時代 — 「軀」「體」「體」 —

平安時代に入ると、仏像類を数える助数詞には「軀」「體」「體」が用いられる。

○ 奉<sub>二</sub>爲國家<sub>一</sub>。建<sub>二</sub>立道場<sub>一</sub>。名曰<sub>二</sub>興隆寺<sub>一</sub>。四履六町。安<sub>二</sub>置千手觀音像一軀<sub>一</sub>。梵王帝釋像各一軀。四<sub>マ</sub>王像四軀<sub>一</sub>。

(日本三代実録、貞觀七年(八六五)四月十五日条、一五三頁)

○ 相模國言。國分寺金色藥師丈六像一軀。挾持菩薩像二軀。元慶三年九月廿九日遭地震皆悉摧破。(下略)

(同右、元慶五年(九四二)十月三日条、五〇三頁)

○ 圖觀音像一體、

(吏部王記、元慶二年正月二十四日、九五頁)

○ 安置金色等身尺迦如來像一軀、

(同右、天慶八年十二月二十七日、一三一頁)

○ 五畿七道各造寫觀音一軀・大般若一部、

(眞信公記抄、天慶元年(八七七)八月九日、一七四頁)

○ 申<sub>二</sub>安<sub>二</sub>置觀音像二軀仁壽殿<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>權僧正寛亮開眼供養<sub>一</sub>。去天德四年件堂持佛已燒亡仍造<sub>二</sub>白銀白檀觀音像一軀<sub>一</sub>。〈各居仙殿〉如<sub>レ</sub>舊旧安<sub>二</sub>置觀音<sub>一</sub>也

(村上天皇宸記、「年中行事秘抄」による逸文、『歴代殘闕日記』、一、

平成元年、臨川書店、三四八頁)

○ 大倭國平群郡鵜村岡本居寺、觀音銅像有十二體、(細字注略)聖武

天皇世、彼銅像六體、盗人所取、

(日本靈異記、中一17、日本古典文学大系、二二八頁、底本真福寺本)

○ 未<sup>三</sup>作<sup>一</sup>畢有<sup>一</sup>〔<sup>三</sup>腕カ〕攝像二鉢、彌勒并之脇士<sup>一</sup>也、

(日本靈異記、下17、来迎院本)

○ 金色釋迦佛像一鉢。〔備金銅盤一枚。〕

(延喜式、図書寮、新訂増補国史大系、三八五頁)

この『延喜式』(康保四年〔九六七〕施行)では、「軀」が見えず、「鉢」ばかりが用いられているようである。

以上は、仏像類を数える例がほとんどであり、『聖徳太子伝古今目録抄』の御物頭真自筆本では「鉢」が三〇例弱も拾われる。

類例として、「體」「鉢」「たい」の用例を挙げる。

○ 銀阿彌陀佛一體

(東寺宝蔵焼亡日記、長保二年〔一〇〇〇〕十一月二十六日、但し、  
文治三年十一月十七日の写し、『平安遺文』、二、五三三頁)

○ 中宮御産間立願數鉢等身御佛造初、

(御堂関白記、寛弘六年〔一〇〇九〕十二月十四日)  
被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>造<sup>二</sup>丈六金色阿彌陀佛十鉢・四天王、<sup>一</sup>  
(小右記、寛仁三年〔一〇一九〕七月十七日)

○ 初卅講、十斎〔齋〕佛未<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>作、三鉢作了、奉<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>堂、

(御堂関白記、寛仁四年〔一〇二〇〕六月二十九日)

○ 今日又於佛供養、丈六佛三鉢、金剛童子〔二鉢不空羂索〕一鉢愛  
染王、〔五寸許也、木白檀、丈六二鉢繪也、齊尊律師供養也〕

(殿曆、康和五年〔一一〇三〕十月三日)

○ 御室親王如初率廿口讚衆、供養愛染王百體、〔御祈數人々造立、其

數及百八十鉢、兼被問人々也、予此内五鉢造立、被物布施佛供御

明皆相副、〔永昌記、大治元年〔一一二六〕三月七日〕

○ 辛櫃壹合〔入玉幡、具銅金銅五寸佛三鉢、後方厚〕一寸銅并雜々銅  
等、〔

(綱封蔵見在納物勘検注文、永久五年〔一一一七〕八月七日、「正倉院御物出納文書」、二〇、『正倉院文書』、第二十五卷「補遺二」、  
一一〇頁)

○ 御塔中安置御佛八體、四方四角各一體、

(中右記、大治二年〔一一二七〕正月十二日)

○ 龕四角奉<sup>レ</sup>安<sup>二</sup>同菩薩天童等像三十二鉢、層々奉<sup>レ</sup>安<sup>二</sup>同五分化佛一  
万九千三百二十五鉢、奉<sup>レ</sup>安<sup>二</sup>置金銅三寸六部釋迦、多寶二如來  
像各一鉢、

(後嵯峨上皇願文、文永七年〔一二七〇〕十月七日、『鎌倉遺文 古  
文書編』、十四、一八五頁)

○ 一諸神の御ミヤの神たい廿一たい、

(阿蘇社回祿時取出并焼失具足注文写、延文五年〔一三六〇〕三月十  
六日、『大日本古文書 阿蘇家文書』、一、二九八頁)

これは仏像でなく、御神体を数えた例である。  
〔平安時代寺院縁起資財帳〕、「(同)実録帳」については、先にも言

及した。これらの内、左記のものには、仏像を、また、まれに、太子  
像・空海等を対象として「軀」が用いられている。これらの資料は延暦  
二十年(八〇一)から承平七年(九三七)の間に位置するものである。

①多度神宮寺伽藍縁起資財帳(延暦二十年〔八〇一〕)

④安祥寺伽藍縁起資財帳(用例既掲)

仏像類を数える助数詞(三保)

○ 山城国広隆寺資財帳

⑥ 河内国観心寺縁起資財帳

⑦ 山城国広隆寺資財交替実録帳

⑧ 筑前国観世音寺資財帳

⑩ 神護寺実録帳写

⑪ 信貴山寺資財物帳写(承平七年(九三七))

一例を示そう。

○ 金銅尺迦像一軀(高四寸)

(⑥ 河内国観心寺縁起資財帳、元慶七年九月十五日、『平安遺文』、一、

一八四頁)

一方、右に対し、次のものには「躰」が用いられ、「軀」は見えない。

⑫ 伊勢国近長谷寺資財帳(天曆七年(九五三))

⑬ 某寺資財帳(天元三年(九八〇))

⑭ 筑前国観世音寺資財帳案(嘉保元年(一〇九四))

⑰ 河内龍泉寺流記資財帳写(承和一年(八四四))

⑱ 撰津惣持寺資財帳写(承平五年(九三五))

一例を示そう。

○ 外陣飛天四躰<sup>レ</sup>缺、

(⑭ 筑前国観世音寺資財帳案、嘉保元年、『平安遺文』、四、一三三三

頁)

こうした「資財帳」「実録帳」の類においては、「軀」は九世紀初から十世紀前半のものに、「躰」は十世紀後半から十一世紀のものに用いられていることになる。但し、「軀」を用いる⑦山城国広隆寺資財交替実録帳、⑧筑前国観世音寺資財帳でも、「聖僧」には「躰」を用いて区別

している。

「軀」は、『菅家文章』、その他、院政期の資料にも用いられているが、次第に「躰」「體」の方が多用されるようになり、平安時代後半期の藤原資業、実政、行家、敦光、茂明、顕業、永範などの願文でも、目立つのは「躰」「體」であり、「軀」の方は多くない。

ところで、この「躰」「體」「體」につき、奈良時代以前における用例を得ることができない。これは、どういうわけであろうか。次のような問題となる例があるが、これは採用することはできない。

○ 詔曰、毎<sup>レ</sup>國、令<sup>下</sup>造<sup>二</sup>釋迦佛像一軀<sup>一</sup>、挾持菩薩二軀<sup>一</sup>、兼寫<sup>中</sup>大般若經一部。<sup>上</sup>(続日本紀、天平九年(七三七)三月条、一四三頁)

この「一軀」は、書陵部藏谷森健男氏旧蔵本による。天理大学蔵兼右本も同じだが、徳川侯爵家所蔵金沢文庫本・蓬左文庫蔵本・『日本紀略』等には「體」とある。この例は保留する他なからう。

中国古代においても、「躰」「體」「體」等の用例は、容易に得られない。唐の道宣撰『統高僧伝』(三十卷)、宋の贊寧等撰『宋高僧伝』(三十卷)においても、「軀」の用例は得られるが、「躰(體・體)」のそれは得られない。唐代前後に適當な例が望まれるが、目下、示し得るのは次の例である。これは、元代の至正丙午(一三六六)の序をもつ文献である。

○ 京師旃檀佛以靈異著聞海宇、王侯公相士庶婦女捐金莊嚴、以丐福利者歲無虛日、故老相傳云其像四體無所倚着、人君有道則至其國、國初時尚可通一綫、無礙今則不然矣、按(下略)

(輟耕錄、一七、元陶宗儀撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、五九六頁)

劉氏の著書にも、「體」「體」等についての言及はない。

#### 四、その他の助数詞 ― 「尊」「像」「龕」「座」「柱」 ―

「尊」については、平安時代初期から、以下のような用例が拾われる。

○ 刻白檀佛菩薩金剛等像一龕

白 大曼荼羅尊四百四十七尊

白 金剛界三昧耶曼荼羅尊一百四十二尊

(空海、御請来目録、大同元年(八〇六)、『大正新脩大藏經』、五十五、一〇六四頁)

○ 爲奉中宮御(帝) 奉供養佛經、釋迦・藥師・觀音・金色不動・大威徳、皆御等身、御殿奉居母屋、(中略)、即〇、以 此五尊御修善、

從今夜初、(御堂関白記、長和二年(一〇一三)五月十四日)

○ 晚景行<sup>二</sup>法興院<sup>一</sup>、沙金百兩領<sup>二</sup>僧都<sup>一</sup>、是丈六佛三尊<sup>一</sup>祈前以渡耳、

(御堂関白記、長和五年六月十八日)

○ 四柱圖金剛堺卅六尊、(永昌記、大治元年(一一二六)三月七日)

○ 私云、天長聖主(淳和/天皇) 御不子之時、有祈願、建立堂舎、安置佛像、(中略)、安置之靈像廿一尊、同大師御作也、

(杲宝(一三〇六)六二)撰『東宝記』、卷第一、「一當堂本尊」の条)

○ (或脱カ) 圖繪佛像開眼、(密宗/勲之) 或摸寫經卷開題、(中略) 佛像十五牀之内、金輪・佛眼・尊勝(中略)、餘十一尊、釋迦・妄・彌陀・藥師・彌勒・普賢・文殊・千手・十二面・地藏・虚空藏・

毘沙門、(已上) 開眼供養法訖、

(慈円起請文、建永元年(一一二〇六)、『鎌倉遺文 古文書編』、三、

二九六頁)

○ 一ひやくふつ百らかんさうのほんそん十二そん(百仏百羅漢像の本尊十二尊)

(阿蘇社回祿時取出并焼失具足注文写、延文五年(一一三六〇)三月十六日、『大日本古文書 阿蘇家文書』、一、二九六頁)

○ 地藏、觀音之二尊

(実隆公記、明応五年(一四九六)十二月二十七日)

「像」については、次の例がある。

○ 一帳像具脇侍菩薩八部等卅六像

(大安寺伽藍縁起并流記資財帳、天平十九年二月十一日、『正倉院文書』、第二卷、六二七頁)

○ 扇畫帝釋二像

(阿弥陀悔過料資財帳、天平神護三年八月三十日、『正倉院文書』、第五卷、六七八頁)

「厨子一基」の扉絵の説明である。この文書は、仏像類には「軀」を用いている。

○ 是月。造<sup>二</sup>丈六繡像<sup>一</sup>侍八部等卅六像<sup>一</sup>。

(日本書紀、卷二十五、孝徳天皇、白雉元年(六五〇)十月条、二四九頁)

北野本には、本文の右に「卅ハシラアマリ六の像を」、同左に「卅ヨソアマリ六ムハシラ像ミカタ」と付訓されている。

これら四例は、仏・菩薩ではなく、仏法守護の八部衆、帝釈などが対象となっている。

○ 仁王會所 合佛五十一像(之中五像五大力并々別裏布各八尺)卅六

像佛々裏帛六尺(後略)

(仁王會所注文、天平勝宝五年三月二十八日、『正倉院文書』、第十二卷「追加六」、四二九頁)

松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』(昭和五十三年、吉川弘文館)には、杉材の「雜札」(二五四)として見える(七六頁、また、図版49)。「井」は、「菩薩」の省文である。

「龕」については、右の空海の『御請来目錄』の例の他、次がある。

○ 出雲國言。金銅鑄像一龕。白銅香爐一口。并種種器物漂着海濱。(統日本紀、宝龜十一年三月三日条、四五八頁)

「座」については、次の例がある。

○ 讀經貳部(金光明經八卷/最勝王經十卷)讀僧壹拾捌口/佛聖僧貳座合貳拾貳供養料(後略)

(但馬国正税帳、天平九年、『正倉院文書』、第二卷、五七頁)

○ 造東大寺司解 申香山寺供奉悔過事 佛聖僧二座/衆僧卅九人/定坐沙彌一人(後略)

(造東大寺司解、天平勝宝五年四月二十七日、『正倉院文書』、第三卷、六二六頁)

二例のうち、前者は、「佛聖僧」を「座」で、「讀僧」を「口」で数え、後者は、「佛聖僧」を「座」で、「衆僧」と「沙彌」を「人」で数える。

また、先の「薩麻国正税帳」(天平八年、『正倉院文書』、第二卷)では、「佛聖僧」を「軀」で数えていたが、一方では、春秋の積奠の「先聖先師」を「座」で数えている(一三三頁)。後の『延喜式』では、「座」で祭神の数を、「處」で神社の数を示している。

さて、中国では、「尊」は、本来、尊敬すべき尊者を意味したが、南

北朝の頃から仏尊を対象とする助数詞(量詞)となったとされる(劉氏、一九一頁)。「敦煌出土文書」などには次のような例がある。

○ 又入大寺中(中略)、有鐵佛一尊、(中略)、京西北有開化大閣、兼有石佛一尊、

(巡行記、伯四六四八号、十世紀前半までの文書か、『敦煌社会經濟文獻真蹟積録(二)』、八四頁)

○ 釋法照者。本南梁人也。(中略)彫造玉石功德十二尊并大殿一座。(中略)到玉石釋迦文殊普賢等一十二尊。將至中臺并殿。紹聖五年六月日。終畢。

(広清涼伝、中、宋延一編、『大正新脩大藏經』、五十一、一一一六頁)

○ 寺有高麗等像七尊。並是金銅。俱陳寺堂。(神僧伝、三、明永樂十五年、『大正新脩大藏經』、五十、九六六頁)

「像」については適切な例を知らないが、名詞とも助数詞とも解される例に次がある。

○ 寺有一佛二菩薩、塑工精絶京師所無也、四月七日常出詣景明、景明三像、恒出迎之、伎樂之盛、與劉騰相比、

(洛陽伽藍記、卷一、後魏楊銜之著、『增訂漢魏叢書』、四冊、三三六八頁)

同書の卷三、城南の景明寺の条に、当日、「京師諸像皆來此寺」と見える。

「尊」に類するものに「位」がある。

○ 即修功德建三層七間彌勒大閣高九十五尺。尊像七十二位。聖賢八大龍王髻從嚴飾。臺山海衆異舌同辭。

(宋高僧伝、二七、贊寧等撰、『大正新脩大藏經』、五十、八八二頁)

仏像や尊像は、仏像を安置する「龕」や「座」によって数えられることもある。

○ 魏太和十二年四月十五日弟子席伯仁敬造彌勒佛石像一堪願父得速超脱□□眷屬

(席伯仁造彌勒佛像、太和十二年〈四八八〉四月十五日、『陶齋藏石記』、卷六、二四六頁)

『陶齋藏石記』には、「按堪即龕字へ一作礎」説文徐鉉注堪謂地穴中出也蓋与龕音義相同西魏強弩將軍造像記敬造彌勒象一堪堪即龕東魏僧惠造像記同」と説く。

○ 佛弟子崔貴本。敬造像一龕。并二菩薩。(中略)。復願貴本當來往生。願見佛聞法。貞觀廿三年十一月八日。弟子崔貴本造□□□

(唐太宗貞觀二十三年〈六四九〉造像銘、大村西崖著書、既出、五三五頁)

○ 敬重裝畫。功德其八龕。計二百五身。同節度十將巴州軍事押衙兼都押都巡李思弘。西方變像一龕。計七十二身。釋迦佛一龕。計十二身。千佛子一龕。一百二身。阿彌陀佛一龕。計三身。

(中略)又觀音地藏一龕。共二身。鬼子母一座十身。已前功德。願男保壽易長。易養聰明。(後略)

(唐光啓三年〈八八七〉)□月二十有□日成、四川南江摩崖造像記、同右、五三五頁)

○ 貞觀八年又勅住弘福寺。講事都廢專修定業。夢登佛手號無量壽。遂造彌陀像一座。常擬繫心作身同觀。欲入山林寺衆勸住請講涅槃。

仏像類を数える助教詞 (三保)

(続高僧伝、卷十五、『大正新脩大藏經』、五十、五四三頁)

○ 釋普明。姓衛氏。(中略)凡造刻檀像數十龕。寫金剛般若千餘部。請他轉五千餘遍。講涅槃八十餘遍。攝論勝鬘諸經論等。遍數難紀。

(下略)

(続高僧伝、卷二十、『大正新脩大藏經』、五十、五九八頁)

○ 釋玄覽。(中略)覽又以經像爲最則殿前畫四像。慈氏爲首。鑄金銅像三百五十座。彌陀爲首。寫經二千餘軸。金字涅槃經爲首。(下略)。(宋高僧伝、二六、『大正新脩大藏經』、五十、八七五頁)

延曆二十三年(八〇四)に入唐した空海(大同元年〈八〇六〉帰朝)の「御請来目錄」などの用例は、唐代における表現、文字遣いに直結するものである。

「柱」は、『古事記』では、精神的な支えとなる神や人物などを対象として用いられているが、これを仏像や僧尼、仏法守護の神などに用いることもある。これにつき、先の「像」の条には、『日本書紀』古訓から「はしら」を読み添えた例を引いた。古訓には、「人」字に「はしら」と付訓した例もある。

○ 當是時。有卅六所。僧八百十六人。尼五百六十九人。并一千三百八十五人。

(日本書紀、卷二十二、推古三十二年(六二四)九月条、一六五頁)岩崎本には、「六」字、「九」字、「五」字の左傍に、それぞれ、「ムハシラ」、「コ、ノハシラ」、「イツハシラ」の古訓(二条兼良点)が付されている。

○ 十九年十月一日佐官僧臨照大僧都僧行信此二柱僧岡共知檢

(写章疏目録、天平二十年六月十日、『正倉院文書』第三卷、九二頁)  
○ 神王二柱<sup>ニ</sup>並<sup>ニ</sup>儀坐各高六尺<sup>ノ</sup> (後略)

(造石山院所勞劇帳、天平宝字六年八月二十七日、『正倉院文書』第五卷、二七四頁、「各」以下の四字は「並」の上に置くべき旨の棒線がある)

「神王」とは、仏法守護の神である。これを「觀世音菩薩一軀」と同じく「軀」で数えた文書もあるが(造石山院所解、天平宝字六年閏十二月二十九日、『正倉院文書』第五卷、三四一・三四二頁、また、同所解、同六年正月十五日、同、第十五卷「追加九」、二三三頁)、この帳簿では、「神王」は「柱」、「觀世菩薩」は「軀」で数えている。

ところで、『宇治拾遺物語』には、次のような例がある。流布本では卷九ノ五に相当する条であるが、今は無刊記古活字本(寛永年間印行)を底本とする『日本古典文学大系』(岩波書店)による。

○ (前略)「まさゆきが佛やつくりたる」と問へば、「作奉りたり」といふ。「幾頭造奉りたるぞ」と問へば、「五頭つくり奉れり」といふ。(後略)(一一〇 恒正が郎等仏供養の事、二七六頁)

こうした「頭」につき、『日本国語大辞典』(小学館)、『広辞苑第四版』(岩波書店)、『大辞林』(三省堂)、『角川古語大辞典』(角川書店)、『新潮国語辞典第二版』(新潮社)、その他では、仏像を数える助数詞と説明し、例示している。

仏像を「頭」で数えた例は、この他に知らない。中世の辞書類にも例はない。近世の書札札などでは、「人数」や頭巾、烏帽子、綿帽子、冠、甲、また、鹿、猪、牛、馬、諸鳥などを対象として「頭」「頭」

が用いられているが、やはり、仏像を数えた例はない。

『宇治拾遺物語』にも「鹿の一頭<sup>カシ</sup>にても」(九二 五色鹿事、二一九頁)と見えるが、右の例は、実は、「佛(佛像)」を対象とする用例ではなさそうである。というのは、話は次のように展開するからである。

即ち、造り奉ったその五頭につき、「さて、それは何佛をつくり奉りたるぞ」と問うたところ、仏師は「え知り候はず」と答えたのである。そして、章段末の批評的言辞の中に、次のように見える。

○ 「こはいかなる事ぞ」とてたづねれば、はやうたゞ佛つくり奉れといへば、たゞまろがしらにて、齋の神の冠<sup>カズ</sup>もなきやうなる物を五頭<sup>カシ</sup>きとみたてて、供養し奉らん講師して、その佛、かの佛と名をつけ奉るなりけり。(下略) (二七六頁)

こういうやり方でも功德になればそれもよからうとのことである。が、そもそも、得ても知れない「たゞまろがしらにて」あるもの、朽ち欠けた路傍の道祖神にも劣るようなものを「五頭」と表現しているのではない、ここには、むしろ、これらはどうして「佛像」といえるものではない、取りあえずは、「頭」を使ってでも数えるしかないような代物である、との含みがあったのではなからうか。

## 五、おわりに

仏教は、東晉時代(三一七〜四二〇年)、及び、その後間もなく朝鮮半島に伝えられたようである。即ち、高句麗の小獸林王二年(三七二年)夏六月、十六国の一つ前秦の王符堅は使者を遣わし、浮屠順道と仏像・仏經とを送ってきた。これが朝鮮(高句麗)に仏教が伝えられた初の記

録であり、百済には、枕流王元年（三八四年）、晉を経てやって来た胡僧摩羅難陀（童寿）により、また、新羅には、訥祇王の時、高句麗からやって来た沙門墨胡子により、それぞれ仏教が伝えられたとされる。百済には、もっと遅く、五世紀後半か六世紀初めに伝えられたとする説もあるが、百済から日本に仏教が伝えられたのは、遅くとも六世紀前半のことであった。

仏像類を数える「軀」は、中国魏晉南北朝時代にも唐宋時代にも用いられた助数詞（量詞）である。しかし、『日本書紀』や『甲寅年造像銘仏』によれば、やはり、朝鮮半島を経て、同様、六世紀前半には日本に伝えられていたと推測される。「軀」の伝来経路は、正しく仏教のそれに添うたものであろう。

一方、平安時代、九世紀半ばから見える「躰（體・體）」については、中国側に、まだ、適切な用例を見出してはいない。一般的にいつて、中国の文言文には助数詞（量詞）が用いられていない。従って、文献を通して中国古代におけるその用例を入手することは容易でない。劉世儒氏も、「尊」「軀」等に言及されているが、「躰（體・體）」には全く触れられていない。岡田挺之著『物数称谓』（寛政八年（一七九六）自序刊）でも、助数詞らしい「躰（體・體）」は見えない。不審としか言いようがないが、魏晉南北朝の時分には、まだ、よく発達していなかったであろうか。あるいは、口語的性格が強く、書き言葉には向かなかったのであらうか。その時期に通行していた言葉でも、書き言葉として文献に登場するのが遅れることもある。文献に登場する機会のないまま衰退する場合もあるかも知れない。あるいは、その用法は地域に偏る（方言）とか、特定の使用者に偏るとかといった問題でもあったのであろうか。

「躰」「體」「體」等の用例が、中国古代に、いよいよ得にくいとなれば、これらは和製の助数詞であったということも考えて見なければならぬ。平安遷都の前後、あるいは、九世紀に、和製の助数詞が登場し、採用されるような情況は、果たしてあったのであろうか。その展開・発達が、もし、日本側に独自のものであるとすれば、特定の人物や宗派の影響力等の存在も考えてみなければならぬ。この点、更に調査してみたい。

仏像類を数える「軀」「躰」「尊」は、中世（鎌倉・室町・南北朝時代）、近世にも並行して用いられ、辞書類にも次のようにある。

○ 一軀（一）フ 一像（一）イ 一體（一）ク 一同（一）ド

（文明本節用集、い部、数量門、一二七）

○ 一軀（一）フ 一像（一）イ 一體（一）ク 一尊（一）ソ 一全（一）ゼ 一上（一）ジ

（書言字考節用集、一三、数量門、六一）

『天正本節用集』でも同様だが、これらの辞書（節用集）では「軀」を先に掲げる。これら二者、三者の内では、「軀」がより本来的な、または、よりオーソドックスな助数詞だといえるのではなからうか。ところが、一方、『妙本寺本いろは字』、『運歩色葉集元龜本』、また、『日葡辞書』、ロドリゲスの『日本大文典』、『コリヤードの『日本文典』では、「體」（タイ）を掲げ、「軀」は示さない。思うに、先の辞書類は読み書きの書記生活を重視し、他方、こちらは現実の口頭語を重視し、あるいは、反映したものでなからうか。

なお、中世末から近世を経た現代では、「軀」は、まず、用いられない。一般に用いられているのは、「躰」「體」の後身と覚しい「体」であ

## 仏像類を数える助数詞(三保)

る。「助数詞適用の基準―昭和40年新聞用語懇談会の決定事項抄―」(国立国語研究所編著『国語年鑑 昭和41年版』、昭和四十一年五月、秀英出版、二三・二四頁)では、例えば、「仏像」は「体」、また、「遺骨」は「体」(抽象的には「柱」)、「遺体」は「体」、「人形」は「個、体」で数えるところある。また、現代の中国では、ふつう、仏像は「个」「座」「尊」で数えるが、「体」は見えないようである(武柏索・王淑文・周国強編著『中国語量詞500』、一九九五年四月、中華書店)。

## 注

(1) 東京国立博物館編『法隆寺献納宝物銘文集成』、「図版」、吉川弘文館。

奈良国立文化財研究所編集『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』、昭和五十一年九月二十日、飛鳥資料館発行、一二頁、『同』銘文篇』、同五十二年三月三十一日、著者・発行者は奈良国立文化財研究所。

熊谷宜夫「甲寅銘王延孫造光背考」、『美術研究』、二〇九号、昭和三十五年三月。

小林芳規著『図説 日本の漢字』、一九九八年一月、大修館書店、三五頁。

(2) 拙稿「日本書紀における助数詞について」、『鎌倉時代語研究』、第八輯、一九九五年八月、武蔵野書院。

(3) 任継愈主編、小川隆・丘山新・前川亨、他訳『定本中国仏教史Ⅲ』、一九九四年十二月、柏書房、六二六～六四一頁。

(4) 以下、劉世儒著『魏晉南北朝量詞研究』(一九六五年六月、中華書局出版)をいう。

(5) 拙稿「古文書における助数詞(一)」、『島根大学教育学部紀要(人文・社

会科学編』、第二十三卷第一号、一九八九年七月。

(6) 拙稿、注(2)文献。

(7) 中吉功編『海東の仏教』、昭和四十八年二月、国書刊行会、一～二頁。

(8) 田村圓澄著『飛鳥・白鳳仏教史 上』、平成四年二月、吉川弘文館、第一章。

田村圓澄著『古代朝鮮仏教と日本仏教』、昭和五十五年六月、平成四年十一月、吉川弘文館、一～二六頁。

右の後者では、「ともあれ百済に仏教が伝えられたのは、五世紀後半の東城王、または六世紀はじめの武寧王の時代と考えられる。」(一二頁)とあるが、前者では、「中国南朝の済または梁から伝えられたと思われる。」(三四頁)とある。済(四七九～五〇二年)、梁(五〇二～五五七年)から伝えられたとすれば、五世紀後半(東城王)、または六世紀初め(武寧王)のこととなる。

(9) 拙著『日本語助数詞の歴史的研究 近世書札礼を中心に』、二〇〇一年一月、風間書房、三六〇頁、その他。

〔付記〕本論中に用いた資料につき、出典を示さなかったものの典拠は左記である。

『六国史』(日本書紀、続日本紀、日本三代実録、等)は『新訂増補国史大系』、『永昌記』は『史料大成』、『水左記』、『中右記』は『増補史料大成』、『貞信公記』、『殿曆』、『御堂関白記』、『小右記』は『大日本古記録』、『吏部王記』は『史料纂集』による。

〔補説〕

